

付1 労働力調査の概要

1 調査の目的

労働力調査は、我が国における就業及び不就業の状態を毎月明らかにすることを目的としている。

2 調査の沿革

この調査は、昭和21年9月に開始し、約1年間の試験的期間を経て、昭和22年7月から本格的に実施している。その後、昭和25年4月から統計法による指定統計第30号として実施している。また、昭和57年には、地域別表章のための標本拡大、平成14年には、労働力調査特別調査を労働力調査に統合する改正を行っている。

3 調査の範囲及び調査対象

調査の範囲は、我が国の居住している全人口である。ただし、外国政府の外交使節団、領事機関の構成員（随員を含む。）及びその家族、外国軍隊の軍人・軍属（その家族を含む。）は除外される。

この調査は標本調査として実施しており、国勢調査の約90万調査区から約2,900調査区を選定し、その調査区内から選定された約4万世帯（基礎調査票の対象世帯、特定調査票についてはうち約1万世帯が対象）及びその世帯員が調査対象となるが、就業状態は世帯員のうち15歳以上の者（約10万人）についてのみ調査している。（詳細は付3参照）

4 調査の期日及び期間

調査は、毎月末日（12月は26日）現在で行う。就業状態については、毎月の末日に終わる1週間（12月は20日から26日までの1週間。以下「調査週間」という。）の状態を調査する。

5 調査の流れ

調査の流れは、次のとおりである。

総務大臣 —— 都道府県知事 —— 統計調査員 —— 統計調査員 —— 調査世帯
（統計局長） （指導員） （調査員）

6 調査の方法

- (1) 調査員は、担当調査区内にあるすべての住戸（住宅やその他の建物の各戸で、一つの世帯が居住できるようになっている建物又は建物の一区画）を記入した名簿を作成する。この名簿から総務省統計局の定める方法により指導員が所定数の住戸を選定する。選定された住戸について、そこに居住する世帯を調査する。
- (2) 調査は基礎調査票と特定調査票の2種類で行う。基礎調査票については、2年にわたり同一の2か月を調査し、特定調査票については2年目2か月目のみ調査する。（詳細は付3参照）
- (3) 調査員は、調査週間の始まる前7日以内に、選定された住戸を訪問し、その住戸に住んでいる世帯（以下「調査世帯」という。）に調査票を配布して記入を依頼し、併せて記入の説明を行う。また、調査週間の終了後3日以内に調査世帯を再び訪問し、記入内容を検査の上、調査票を収集する。
- (4) 調査票は、調査員から都道府県へ提出され、指導員が記入内容を検査した後、総務省統計局へ提出される。

7 結果の公表

(1) 全国結果

基礎調査票から集計される労働力調査結果（月別並びに四半期，上・下半期，暦年及び年度の各平均）は，原則として調査月の翌月末に速報等をもって公表する。月別結果を収録する「労働力調査報告」（月報）は調査月の翌々月に，年平均結果を収録する「労働力調査年報」は調査年の翌年3月に刊行する。

特定調査票から集計される詳細結果は，四半期ごとに最終調査月の翌々月に速報等をもって公表する。また，年平均を収録する「労働力調査年報（詳細結果）」は調査年の翌年4月に刊行する。

(2) 地域別結果

地域別結果（四半期平均）は，当該期間の最終月の翌月末に速報等をもって公表する。また，この結果は，月報（当該期間の最終月分の月報）及び年報に掲載される。

8 平成 14 年における労働力調査改正の概要

(1) 改正の目的

完全失業率が5%台で推移するなど厳しい雇用情勢に対応し，完全失業者や非労働力人口に関するデータの充実を図るとともに，調査の効率的実施を図る観点から，年1回（平成11年～13年は年2回）実施していた労働力調査特別調査を労働力調査に統合し，四半期ごとに詳細なデータの提供を行うことを可能とした。

(2) 改正の内容

2種類の調査票の導入

従来の労働力調査の調査票を基礎調査票，労働力調査特別調査の調査票を特定調査票とし，基礎調査票については全調査世帯に，特定調査票については2年目2か月目の世帯（全体の1/4の世帯）に，配布することとした。

労働力調査の従来の調査票と基礎調査票の相違点

完全失業者の求職理由のうち，「非自発的離職による者」を「定年等」と「勤め先都合」に，また，「その他」を「新たに収入が必要」と「その他」に細分化した。このほか若干の修正を行った。

なお，求職理由については，2か月目の世帯（全体の1/2の世帯）のみを調査していたが，1か月目の世帯（全調査世帯）も調査することとした。

労働力調査特別調査と特定調査票の相違点

基礎調査票との共通事項のほか，就業者の「転職希望理由」，完全失業者の「求職理由」の設問を削除した。また，設問の選択肢の統合や文言の明確化，字句の修正を行った。

9 日本標準産業分類の改訂に伴う労働力調査の改正

日本標準産業分類の改訂に伴い，労働力調査においては平成15年1月調査から新産業分類により表章している。時系列表については，改訂による影響の無い又は小さい農業，林業，非農林業，漁業，鉱業，建設業，電気・ガス・熱供給・水道業，卸売・小売業，公務を表章する。その他の産業については，平成14年以前は表章しない。